

令和2年4月20日

生徒並びに保護者 各位

県立分水高等学校長

臨時休業期間中の生徒の登校について（令和2年4月20日時点）

このことについて、令和2年4月16日に、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発令されたことに伴い、県教育委員会からの通知がありました。

このことを受け、令和2年4月14日付けで「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための臨時休業について」により、保護者の皆様に臨時休業や登校日の設定等をお知らせするとともに、ご理解とご協力をお願いしたところでありますが、県教育委員会の通知を踏まえ、下記のとおり対応（登校日の中止）しますので、何卒、ご理解とご協力をお願いします。

記

1 臨時休業について

令和2年4月15日（水）から5月6日（水）まで

2 学校登校日について

**感染拡大防止のため、臨時休業期間中の各年次の登校日は中止します。**

※追加の課題や連絡事項等については、家庭へ郵送します。

3 部活動について

部活動についても臨時休業中は活動を中止します。

4 その他

- ・家庭においては、感染症防止に向けた臨時休業の措置であるため、人の集まる場所（「3つの条件（密閉・密集・密接）が同時に重なる場所」）等への外出を避ける取組を徹底し、基本的には自宅で過ごすこと。  
配付済みの「臨時休業期間中の健康観察について（お願い）」に基づいて、感染予防や健康観察、学校連絡を行ってください。
- ・自宅では、基本的な生活習慣を乱すことなく、校時表に沿って計画的及び自主的に学習（課題）に取り組むこと。
- ・自宅においても、咳エチケットや手洗い等の感染症対策を行うこと。
- ・学校から個別に登校の連絡（面談や進路相談等）があった生徒及び保護者は、担当者の指示のもと登校してください。
- ・以上は、令和2年4月20日現在の措置であり、今後状況等が変化した場合は、必要に応じて本校のホームページへの掲載、緊急メールの配信を行いますので参照してください。（ URL <http://www.bunsui-h.nein.ed.jp/> ）